

日時・場所	平成30年2月26日（月） 8時45分～ 庁議室
出席者	山仲市長、西村教育長、大藤議会事務局長、寺田政策調整部長、上田総務部長、田中市民部長、瀬川健康福祉部長、辻村健康福祉部政策監、小山都市建設部長、遠藤環境経済部長（代理：吉川次長）、竹中教育部長、北脇広報秘書課長、事務局（企画調整課）

1. 市長指示事項

- ・ 明日から市議会本会議が開会される。また、今年度も残すところ1か月となったので、スケジュール感を持ちながら、仕事に取り組むこと。
- ・ 先週、いじめ問題対策連絡協議会が開催された。いじめはあってはならない、なくさなければならぬが、野洲市の場合は共通理解で、ゼロにしようというよりは命に関わる深刻な事態をなくそうと取り組んでいる。子どもたちの学校での成長や人間関係の中で、いじめはゼロにはならない。それよりは成長過程の一要素として捉えようということに対応してもらっている。ゼロをめざして徹底的にやるのか、最悪の事態を避け、むしろ成長の過程として捉えるのかで随分違う。先般も公用電気自動車の自賠責保険が更新できていないミスが判明したが、最悪の事態にはならず、再発防止対策等を講じた。このように、通常の業務でも同じことで、最悪を避けるように改善を進めること。年度末で区切りの時期を迎えるが、無理をして区切りをつけようとせず、バランスを保ちながら仕事を進めること。

2. 報告事項

① 野洲市病院事業（「市立野洲病院」～「野洲市民病院」）における介護保険関係事業実施の考え方について（案）

[所管： 政策調整部]

平成31年7月に、現野洲病院は野洲市に資産等を包括的に承継し、同年6月末を以って運営法人である特定医療法人御上会は解散する計画となっている。これによって、病院事業（医療機能）については「市立野洲病院」、その後「野洲市民病院」に継承される予定である。

それに伴って、同院が運営している「野洲地域在宅医療支援センター」が行う訪問看護ステーション（含む訪問リハビリ）、居宅介護支援事業所、デイサービスセンターの、野洲市病院事業における実施の考え方について示すものである。

野洲市病院事業における介護保険関係事業実施の考え方（案）は以下のとおりである。

(1) 共通事項

- 市民病院整備事業の目的や理念にある「地域包括ケア」の推進、在宅療養支援、継続看護、多機能連携等に関して、市民・利用者の視点から促進又は維持できる方策であること。
- 継続的な利用者の心身に可能な限り負担や不安を与えない方策であること。
- 野洲市民病院は独立行政法人化により市から独立した法人による運営となるものの、民間事業者によるサービス提供の促進を過度に妨げることがない方策であること。
- 市民病院の財務運営に、少なくともマイナスを与えない方策であること。
- 地元地域の要望に可能な限り適う方策であること。
- 以上事項の優先度を、各サービスについて適宜考慮した具体的な方策であること。

(2) 個別手法

① 訪問看護ステーション（訪問リハビリ）

市民病院には訪問看護ステーション・訪問リハビリステーションを設置する。ただし、民間のステーションの運営に配慮し、サービス提供量が市内の同サービスの総量の伸びを大きく上回らないよう留意する。

② 居宅介護支援事業所

野洲市病院事業において居宅介護支援事業を継承、当面実施するものとする。ただし、市内における民間事業所の状況に鑑み、所掌するケース量が市内の該当ケースの総量の伸びを大きく上回らないよう留意するとともに、情勢に応じたあり方を常に検討課題としながら運営するものとする。

③ デイサービスセンター

第一義的には、現の事業主体である御上会野洲病院から他の事業者へ、この施設におけるサービスが円滑に継承されることが望ましいと考える。市は、御上会による具体的な継承方法の検討に、施設所有者及び御上会の支援を行っている者として関与する中で、介護職等必要人材の継続的確保に向けた対策を講じるよう努めるものとする。

→市が介護保険事業を運営することになるのか？

→市立野洲病院としての運営期間が1年9か月あるが、この間は事業会計とはいえ、確かに市が介護保険事業を運営することになる。ただ、この間は地方公営企業法の規定による病院事業

の附帯事業として介護保険事業を運営するものであり、平成33年春以降の独立行政法人化につなぐための暫定的な期間であるという認識である。

また、訪問看護と訪問リハビリ、居宅介護による収入については、介護保険収入（医療外収入）という形で病院事業の収入となる。

→現デイサービスセンターの開設にあたっての経緯等を整理しておくこと。

3. 協議事項

① 野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

[所管： 市民部]

平成28年11月の一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、扶養手当の支給額及び支給対象が改定されたことを受け、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成30年2月7日に公布され、4月1日から施行されることとなった。そのため、改正後の政令に準じて野洲市消防団員等公務災害補償条例を改正するものである。平成29年度の変更に続き、今回の改正により補償基礎額に係る扶養親族加算額および加算対象区分が変更となる。

4. その他伝達事項

- ・ 2月24日（土）に開催した人権尊重をめざす市民のつどいには、約600人の参加があった。（総務部）
- ・ 市民部生活安全課所管の電気自動車車両（車両区分：原動機付自転車扱い）2台について、2月21日に車両の点検のため確認を行ったところ、平成29年9月14日以降、自賠責保険が切れていることが判明した。この間、計43日間57回778kmを走行していた。また、保険機関から案内通知文書と督促通知文書が市へ送付されていたが、市担当の手元に届かず、市庁舎内で紛失していた。今後は定期的なチェック、再発防止策を講じる。（市民部）
- ・ 明日から議会が開会される。一般質問と代表質問への答弁の対応を願う。
明日の本会議終了後、全員協議会が開催され、地方自治法第127条に基づく議員の失職及び資格決定の取扱いについて議員間で公開にて協議される。（議会事務局）

5. 次回部長会議の予定

3月5日（月） 8時45分～ 庁議室